

平成30年10月26日
政策経営部財政課

狭小住戸集合住宅税の取扱の変遷について

1 経緯

平成15年「狭小な住戸を有する集合住宅の建築を抑制し、得られた税を良好な住宅供給の支援に投入することによって、ゆとりある住環境の実現」に資するため法定外普通税として狭小住戸集合住宅税を創設し、設置目的が広義の「良質な住環境の形成」である住宅基金へ任意の全額積立を実施してきた。

しかしながら、その結果、狭小住戸集合住宅の建設は抑制され、ファミリー世帯をはじめとする定住人口が増加するとともに保育所の待機児童問題や普通教室の不足などの新たな行政需要が生じてきた。

そこで、定住人口が増加したことに伴い派生する新たな行政課題に適切に対応するため、平成23年度、狭小住戸集合住宅税の取扱を、住宅基金への積立については、区営・区立住宅の大規模改修に限定し、その需要に応じた額を計画的に積立てるとともに、それ以外については子育てを含む幅広い住宅関連施策に利用できる取扱へ変更した。

2 狭小住戸集合住宅税の趣旨に関連する事業（平成30年度）

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| (1) 子育てファミリー世帯への家賃助成事業経費 | (事業費：19,741千円) |
| (2) 私立保育所誘致関係経費 | (事業費：1,070,830千円) |
| (3) ゆりかご・としま事業経費 | (事業費：9,079千円) |
| (4) 子育て支援総合相談事業経費 | (事業費：14,736千円) |
| (5) 産後サポーター事業経費 | (事業費：274千円) |
| (6) 巡回子育て発達相談事業経費 | (事業費：16,180千円) |
| (7) 育児支援ヘルパー事業経費 | (事業費：9,260千円) |
| (8) 保育従事職員宿舍借上助成経費 | (事業費：19,741千円) |
| (9) 区立保育所管理経費 | (事業費：1,657,128千円) |
| (10) 施設型給付費等関係経費 | (事業費：8,963,616千円) |
| (11) 地域型保育給付費等関係経費 | (事業費：1,800,354千円) |
| (12) 認証保育所関係経費 | (事業費：485,298千円) |
| (13) 臨時保育所関係経費 | (事業費：143,755千円) |
| (14) 民間保育施設改修等整備事業経費 | (事業費：290,113千円) |
| (15) 区営・区立住宅大規模改修経費 | (事業費：6,121千円) |

等